

# 連帯の金字塔、長澤運輸・ハマキヨウレックスの労契法20条裁判闘争(1)

10月号からは、四つ目の最後のテーマ、長澤運輸とハマキヨウレックスの【労契法20条裁判闘争】の社会的インパクトを中心に、三回に分けて連載します。ご期待ください。なお、このテーマをもって「要宏輝のコラム」の連載は終わりといたします（機関紙部）



仕事が同じであれば同じ賃金という「同一価値労働同一賃金」原則（仕事給が世界基準でありながら、日本は長期雇用ルールのもと、属人給の年功給・職能給だ。

格差社会が深刻化するなかで、世間に先駆けて、関生の上部組織である連帯（全日本建設運輸連帯労働組合）の長澤運輸（本社横浜市、原告は定年後再雇用の嘱託社員）とハマキヨウレックス（本社浜松市、原告は現役の有期雇用の契約社員）が最高裁まで争い、労契法20条裁判「反差別・反排除」の闘いの旗を打ち立てた意義は大きい。この二つの闘いは金字塔のようにその輝きを増している。

周知のように、経済のグローバル化に伴い、日本の長期雇用慣行が崩れ、様々な非正規雇用が生まれてきたが、新しい判例法理の形成はほとんどなく、裁判所は80年代くらいまでに形成された法理論・判例法理（その集大成が労働契約法）を当てはめ、応用して今日まで摸索を続けてきたのが実態だ。

「長澤ショック」と称された長澤運輸事件の東京地裁勝利判決（2016・5）、「定期年後再雇用の賃下げは違法」とし、労契法20条の法違反事項（年収約2割ダウンの

運輸とハマキヨウレックス事件の最高裁判決がだされ、労契法20条事件の判断の枠組みが初めて示された。両原告は最高裁では明暗を分けた。長澤運輸の地裁判決（基幹的賃金等の均等待遇II補充的解釈の適用）は認められなかつたがすべてがゼロになつたわけではない。「原告はすでに均衡待遇されている（基本賃金部分は同一労働正社員の79%）」との事実認定を根拠として、均等待遇が受けられている。つまり最高裁の判断は「均衡待遇で十分に遇されている」ということだ。

その後、日本の労使関係のなかで新たな、大きな動きを生み出している。本稿ではそれを紹介する。

同時に、遡（さかのぼ）つて減額された賃金差額の支払いも判示された。「仕事が同じなら、同じ賃金を！」という労働側の要求そのものであり、政府のいう「同一労働同一賃金」の日本的実現そのもので、社会に衝撃が走った。

この判決が全社会的に適用されようものなら、日本のすべての会社経営の根本がひっくり返ってしまう。道筋を与えてくれたことで、団交がやりやすくなり、決裂後の裁判闘争の意義は、均等・均衡待遇の組んだ、二つの裁判闘争の勝訴、住宅手当を除く、通勤手当・給食手当・無事故手当・作業手当・皆勤手当の不支給を「不合理」と判断された。

連帯労組が先駆けて取り組んだ、二つの裁判闘争の意義は、均等・均衡待遇の組んだ、二つの裁判闘争の勝訴、住宅手当を除く、通勤手当・給食手当・無事故手当・作業手当・皆勤手当の不支給を「不合理」と判断された。

一方のハマキヨウレックス事件は、一審の大津地裁

## 連帯労組の、二つの「労契法20条裁判」の衝撃

012年）にしても、第20条に見られるように「何をもって不合理とするか」が判然とせず、むしろ労使紛争の種をまき散らすことになると危惧されていた。・：

2018年6月1日、長澤運輸とハマキヨウレックス事件は最高裁では明暗を分けた。長澤運輸の地裁判決（基幹的賃金等の均等待遇II補充的解釈の適用）は認められなかつたがすべてがゼロになつたわけではない。「原告はすでに均衡待遇されている（基本賃金部分は同一労働正社員の79%）」との事実認定を根拠として、均等待遇が受けられている。つまり最高裁の判断は「均衡待遇で十分に遇されている」ということだ。

連帯労組が先駆けて取り組んだ、二つの裁判闘争の意義は、均等・均衡待遇の組んだ、二つの裁判闘争の勝訴、住宅手当を除く、通勤手当・給食手当・無事故手当・作業手当・皆勤手当の不支給を「不合理」と判断された。

おろした。

一方のハマキヨウレックス事件は、一審の大津地裁判決で、主位的請求である正社員化要求は退けられ、通勤手当など六つの諸手当の請求について、通勤手当一つに労契法20条の適用が認められ、損害賠償一万元と遅延損害金を認める判決（原告・労働側の大敗訴）だつたが、高裁・最高裁は逆転勝訴、住宅手当を除く、通勤手当・給食手当・無事故手当・作業手当・皆勤手当の不支給を「不合理」と判断された。





## 連帯の金字塔、長澤運輸 ハマキヨウレックス の労契法20条裁判闘争(3)

10月から始まった第四のテーマ長澤運輸とハマキヨウレックスの[労契法20条裁判闘争]もいよいよ最終です。さらに、コラムの最終回である今回は、いかに団結が重要であり、それができにくい原因は何か、今後私たち組合員はどのような視点をもち闘うべきかが示されています（機関紙部）。

「イギリス労働運動史」のC.D.H.コールが、近代社会の根源的な悪を問うて、「貧困は症状であって、隸従が病（やまい）である。多くの人々は貧困であるがゆえに隸従を余儀なくされているのではなく、隸従しているがために貧困なのである」と述べていることは、現代も労働問題の本質をついている。

「イギリス労働運動史」のC.D.H.コールが、近代社会の根源的な悪を問うて、「貧困は症状であって、隸従が病（やまい）である。多くの人々は貧困であるがゆえに隸従を余儀なくされているのではなく、隸従しているがために貧困なのである」と述べていることは、現代も労働問題の本質をついている。

合員を守るべき義務を果さなかったこと（債務不履行）で、組合員が組合を訴える事件も起き始めている。

次いで、パートタイマーや有期雇用などの非正規労働者はユニオンショップによって組合から排除され、諸々の労働条件・権利において差別されている。格差社会にあって、今や、非正規雇用という社会的身分によつて排除・差別されているのである。労働者の圧倒的多数が隸従と社会的排除のものにある。「隸従の病」が治らない、つまり隸従の鎖を断ち切れないのは労働者が団結できないからである。

「団結せよ」「団結は力」と、念仏のように唱えても無力だ。いまや、圧倒的多数の労働者が競争と差別、長時間労働と低賃金で身動きできなくなっているのだ（以上、拙著「正義の労働運動ふたたび」p.232～234）。

### 【追記】

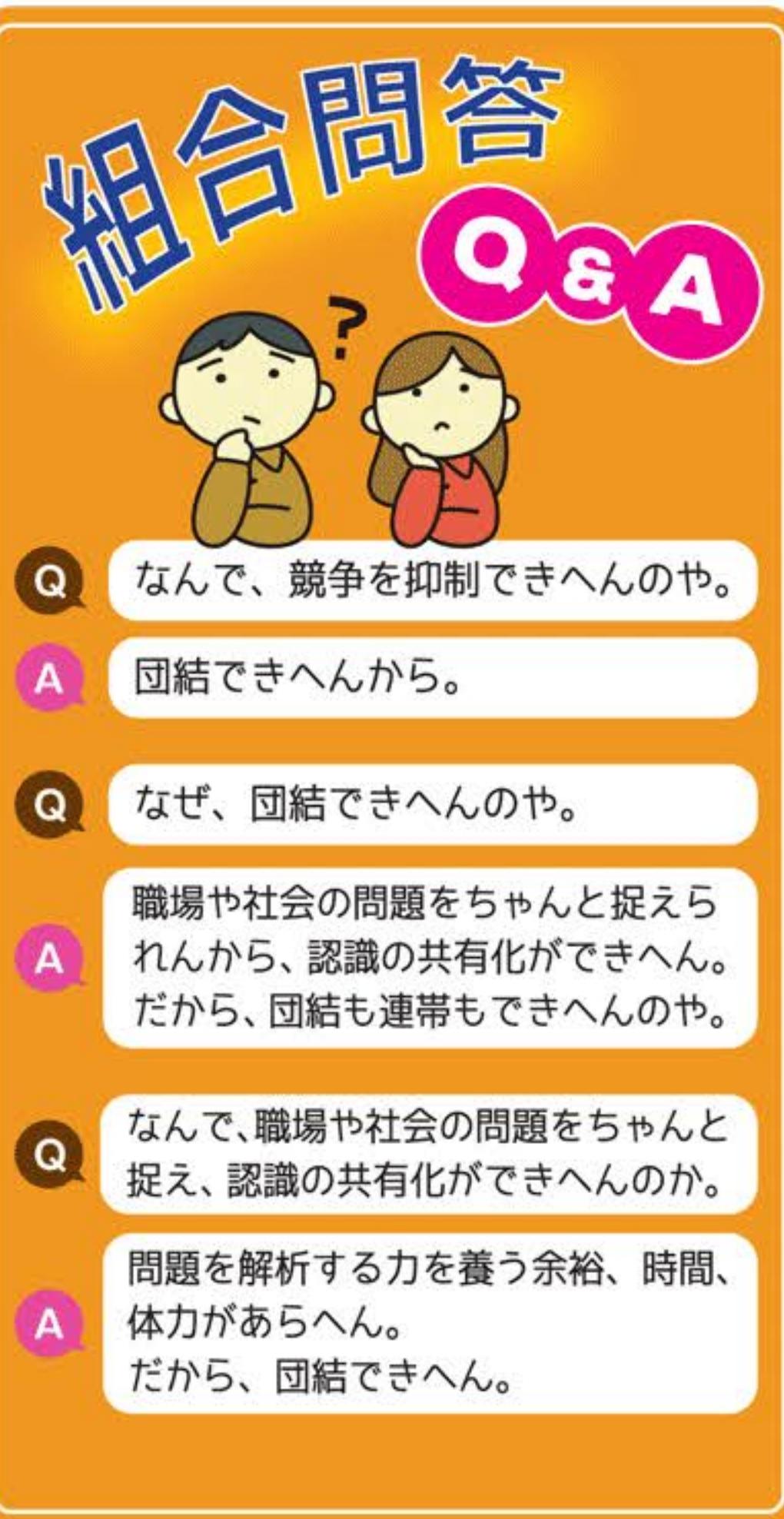
私の駄文掲載のために、機関紙「くさり」の紙面を1年間にわたり提供していただいた武建一委員長はじめ役員の方々、率直な批評をいただき組合員の方々にお礼申し上げます。

不当な刑事弾圧との闘いを凌（し）いで、金言「嵐が若木を育てる」ように関生が発展することを見守っています。当然、連帯して闘うことでも誓つて。

（2018.9.18）

と捉え、認識の共有化そして団結の強化・拡大につながっていると信じている。

### おわりに…なぜ、団結できへんのや



まず、正社員＝組合員の「隸従の病」。彼らは人事考課や成果主義などの労務管理制度によって、精神と肉体の隸従を強いられ、思想の貧困、想像力の劣化による

利益・権利を享受できない、組合員の「非組合員化」という実態は、「労働組合は惠まれた、大企業の正社員の集まり」（2003・9「連合評議委員会最終報告」）とて団結すらできないでいる。

左図は、筆者が労働組合の学習会でよく使っていた、「団結問答(Q&A)」である。

その有力なツールの一つが機関紙だ。関生支部の機関紙のタイトルである「くさり」は「隸従の鎖を断ち切ること」を意味しているが、組合員によく読まれ、職場や社会の問題をちゃんと

見守っています。当然、連帯して闘うことでも誓つて。

要さんから、温かく力強い激励のお言葉をいただいています。

私たち組合員のために、「くさり」に素晴らしいコラムを執筆してくださり本当にありがとうございました。

労働運動の必要性を再確認させてくださった要さんに心より感謝申し上げます。

社会の問題を捉える/  
本質を見抜く力/



「関生型運動」考察と「労働運動要論」  
（13）